

「教育・保育」の「確保方策」の設定について

1. 設定にあたっての基本的な考え方

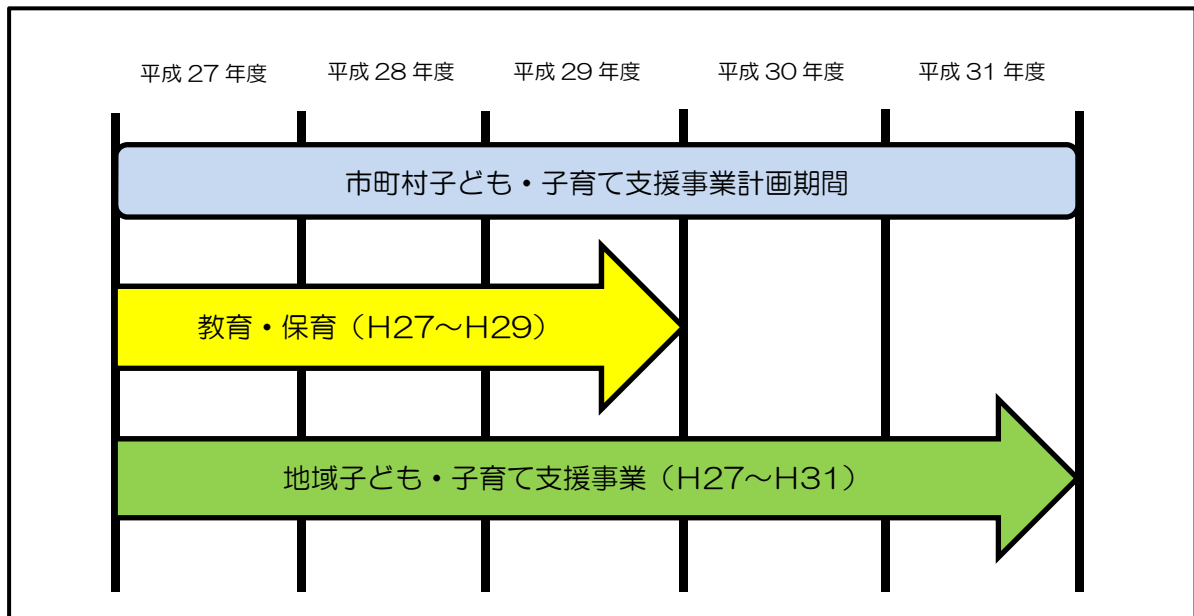
◎教育・保育の提供体制

⇒ 平成29年度末（「待機児童解消加速化プラン」の目標年次）までに確保することを目指します。

◎地域子ども・子育て支援事業の提供体制

⇒ 平成31年度末までに確保することを目指します。

確保方策のイメージ



2. 教育・保育の確保にあたっての支給認定と施設・事業の関係

保育の必要性の認定		利用希望	受入れ可能な教育・保育施設等			
			認定こども園	幼稚園	保育所	地域型保育事業
1号認定	保育を必要としない 3～5歳児	教育	○	○		
2号認定	保育を必要とする 3～5歳児	教育	○	○		
		保育	○		○	
3号認定	保育を必要とする 0～2歳児	保育	○		○	○

※幼稚園には「確認を受けない幼稚園」も含む。

3. 教育・保育にかかる確保方策の方向性

本市における教育・保育の確保方策については、新制度が消費税率の引上げにかかる財源を基に実施されるものであり、子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保され、子ども及びその保護者が必要な給付や支援を受けられるよう、以下の方向性で検討を進めていきます。

